手形と電子記録債権

機能の比較と会計処理の検討

東京国際大学教授・公認会計士　田宮　治雄

はじめに

電子記録債権は，21 世紀初頭に政府方針として出された e-JAPAN 戦略構想の中で，電子的手段による債権譲渡の推進を目標として企画された電子手形が制度化されたものであり[1]，2014 年 11 月で誕生して５年が経過した[2]。当初は３つのメガバンクとその提携金融機関の顧客を中心とする企業が利用する形で広まったが，2013 年２月に全国銀行協会が「でんさいネット」を開設し，取引する金融機関の枠を超えて利用することが可能となるにおよび，利用可能な企業の裾野が飛躍的に広がったのである[3]。

電子記録債権は，諸外国に例を見ないわが国独自の制度として誕生したため，導入前には果たして定着するか危ぶむ声もあったが，もはやそれは杞憂であったといえる。このような実務への浸透を受けて，日本商工会議所主催簿記検定試験でもその出題の範疇に含められ[4]，全国経理教育協会主催の簿記検定試験でも近く試験範囲に含める計画があるという[5]。

この機をとらえて，既存の手形が果たしてきた役割をもう一度見直し，電子記録債権がどのように手形に欠けたところを補い，業務の効率化に寄与しているかをきちんと理解しておくことは，会計基準（実務対応報告第 27 号「電子記録債権にかかる会計処理及び表示についての実務上の取扱い」・以下「実務対応報告」という）に示された仕訳を素材として教育を行なう上で有益であると思われる。

1　手形と電子記録債権の基本的な要件

わが国に売掛金の回収を手形で行う慣習が成立したのは，さほど古い話ではない。第２次世界大戦後，不足する資金を補うため，できる限り企業間信用を活用すべく企業間取引の決済手段として手形を浸透させ，手形の割引を短期の運転資金融資の中心にすえた政策がとられてからである[6]。つまり，売掛金という，当事者が権利の内容や性質を柔軟に定めることができるものの，外部からそれを把握することができず，二重譲渡や関係者からの抗弁の可能性を排除できない債権[7] を手形に置き換えることにより，第三者が権利内容を容易に確認でき，取得者が確実に権利を取得できる形式を備えた債権に変換することで，金融取引の対象として耐えられるものにしたのである。

それでは，手形のどのような側面が金融取引の対象として重要なのであろうか。ここでは以下の３点を取り上げて検討する。

⑴原因債権からの独立

まず大切なことは，手形債権は原因債権である売掛金とは別個の債権として新たに発生されることである。手形が交付されたところで，売掛金が内包する不透明さや権利関係に第三者が介在する可能性を

1）小野傑他（2007）pp.2- 5
2）電子記録債権は，2009 年 11 月 25 日にカゴメ株式会社により初めて発行された（日本経済新聞同日朝刊）
3）㈱全銀電子債権ネットワークのホームページ「でんさいネット」によると，2014 年９月現在で登録企業数は 40 万社弱で，月間６万件・４千億円の電子記録債権の発生が登録されている。また三菱東京 UFJ 銀行系の電子債権記録機関である日本電子債権機構㈱のホームページによると，同じく 2014 年９月現在，登録企業数は５万５千社で，月間３万６千件・４千６百億円の電子記録債権の発生が登録されている。
4）日本商工会議所（2013）pp.1- 2
5）新田忠誓・藤井禎晃（2014）p.103
6）大垣尚司（2005）p.41
7）民法 467　このような性質を持つ債権を指名債権という。小野傑他（2007）p.50

引きずっていては，目的を達し得ない。流通性を確保するためには，売掛金とは切り離された権利義務関係を確立することが不可欠である。

売掛金の支払のため手形が交付される取引は，売掛金に対し代物弁済が行われ，売掛金が消滅するとともに，手形債権が発生した取引と解釈されているのである[8)]。

⑵第三者の善意取得

周知の通り，手形は有価証券であり，占有者が裏書の連続を証明すれば適法な所持人とみなされ，後になって占有を失った者が現れても現在の占有者に悪意がない限り返還の義務はない[9)]。これは，手形の占有という概観を信頼して取引をした第三者を保護する制度で，これにより手形債権が本当に存在することを別途確認する必要はなくなる。手形が高い流通性を確保するために必要な要件である。

⑶人的抗弁の切断

手形占有者から支払の請求を受けた者は，振出人や裏書人の間で結ばれている個別の契約の存在などをもって対抗し支払を拒絶できない[10)]。これを人的抗弁の切断というが，手形占有者の権利を保護し，占有という概観を当事者間の個別の権利関係に優先させ，手形の流通性を高めるために不可欠である。

電子記録債権も，手形に不可欠な上記の３つの要件を基本的に備えている[11)]。電子記録債権では，上記の手形占有者に該当する者は，電子債権記録機関に登録されている当該債権の名義人となる[12)]。善意取得者が手形の裏書の連続を証明することに相当する条件はない。

もっとも，電子記録債権にその旨を記載すれば，第三者の善意取得や人的抗弁の切断の要件を欠く電子記録債権を成立させることも可能である。しかし，それでは売掛金を電子債権記録機関に記録するだけの意味しか持たず，手形に代替する債権とはなりえない。したがって，電子的手段による債権譲渡の推進の中心となるのは，手形と同一の要件を備えた電子記録債権ということになろう。

2　手形と電子記録債権とに類似する機能

⑴譲渡時の譲渡人の保証（遡求義務）

さて，よく知られているように，手形を譲渡するには裏書を行う必要があるが，手形の支払期日に振出人が決済できない場合，手形の裏書人は手形占有者の請求に対して当該債務を支払う遡求義務を負う[13)]。手形の場合には，裏書譲渡と遡求義務とが実質的に不可分である。

電子記録債権の場合，譲渡人に手形と同様の義務を課すには，譲渡時に譲渡記録とあわせて保証記録を行う必要がある。つまり，制度上は譲渡人に保証義務を課すか否かは譲渡人と譲受人の意思で決められるのである。

全国銀行協会の「でんさいネット」では，電子記録債権の譲渡に際して手形の裏書譲渡と同様の運用を原則としているところから，電子記録債権の譲渡記録とともに保証記録をすることを標準的な手続きとして組み込んでいる[14)]。

これに対し，３つのメガバンクが設立した電子債権記録機関を利用する場合には，ケースバイケースといえる。例えば，信頼性が高い大企業が手形を廃止し，代わりに電子記録債権を発行して従来の手形の支払日にまとめて支払う方式（これを一括決済方式という）を採用した場合，その電子記録債権を受け取った取引先が保証記録をしなくとも，ファクタリング会社（債権買取会社）はその電子記録債権の買い取りに躊躇はしないであろう[15)]。

また，三菱東京 UFJ 銀行系の電子債権記録機関による「電手決済サービス」を利用して電子記録債権を割り引いた場合，例え支払企業が倒産しても割引済みの債権に銀行の遡求権は及ばない契約である

８）大垣尚司（2005）p.38 および民法 482
９）手形法 16
10）手形法 17
11）電子記録債権法 19,20　および小野傑也（2007）pp.106-107
12）電子記録債権法９②
13）手形法 15①
14）三井住友銀行は，でんさいネットを利用する場合，電子記録譲渡と同時に行う保証記録は無償としている。（三井住友銀行ホームページ：SMBC でんさいネットご利用料金表）ただし，譲渡人と譲受人の合意で保証記録を付さないこともできる。
15）三井住友銀行が電子記録債権を活用して提供する支払手形削減サービス（ファクタリング方式）では，支払企業の信用力を生かしたサービスであることが強調されているので，対象となる電子記録債権を譲渡した企業の保証記録が付されない場合も多いと考えられる。（三井住友銀行ホームページ：電子記録債権サービス比較）

ことから[16]，電子記録債権の割引譲渡に際して譲渡者の保証記録は付されないと推定される。これは，最も早く電子債権記録機関を立ち上げて，他の金融機関が電子記録債権にかかる業務を始める前に良質な企業を顧客として囲い込み，貸倒れのリスクを最小限度に抑える同行の電子記録債権に関する戦略と無関係ではないと思われる[17]。ただし，同じ「電手決済サービス」を利用する譲渡でも，企業間で電子記録債権の譲渡を行う場合には，保証記録を付すことを標準的な手続きとしている[18]。

このように，債権の譲渡に関しては，電子記録債権は手形と比較してはるかに柔軟にビジネス上のニーズに対応でき，３つのメガバンクは，保証記録の任意性を新たなサービスの形成に役立てているのである。

⑵不渡りによる処分

手形は，支払期日に振出人の当座預金口座残高が支払額に不足する場合には不渡り手形として扱われ，６ヶ月間に２回不渡り手形を発生させた場合には発生させた企業に銀行取引停止処分が下されることはよく知られたところである。この処分は手形法に規定されているわけではなく，手形交換所規則として手形交換に参加する銀行により遵守されているルールである[19]。

電子記録債権についても，電子記録債権法には支払不能者の処分について規定はなく，電子債権記録機関の対応に委ねられている。そこで，「でんさいネット」では，独自に支払不能処分制度を設けて，支払企業が支払不能となった場合には，不渡り手形発生とほぼ同じ処分を支払企業に下す手続きを標準化している[20]。

これに対し，３つのメガバンク系の電子債権記録機関の規程の中にはそのような制度は確認できない。これは，支払不能企業に対して処分をしないのではなく，手続きを事前に標準化しておく必要はないと判断した結果であり，登録されている電子記録債権に支払不能が発生した場合には，個別に処分を下すことが想定されていると思われる。

3　手形にはない電子記録債権の機能

⑴債権の分割

手形は紙に表章された権利であるため，手形債権を分割することは想定されていない。強いて分割したければ，振出人が分割後の金額を記載した複数の手形を作成し，債権者が保有する手形と交換する必要がある。

これに対し，電子記録債権は，当初から原債権を複数の電子記録債権に分割できるように設計されており[21]，電子記録債権の制度化に伴う魅力の一つとしてアピールされてきた。しかも，債権者の請求だけで分割することができるので[22]，手形にはない弾力的な資金調達の道を開くものとして期待されている。

この債権の分割は，どの電子債権記録機関のサービスにも組み込まれている。手形と同じ機能を電子化する方針のもとにスタートした「でんさいネット」も，手形にはない新たなサービスとして債権分割機能を位置づけている[23]。債権分割サービスは，利用件数金額ともに最近急激に増加しており[24]，企業の資金ニーズに弾力的に応えるサービスとして認知度が高まったものと思われる。債権分割機能が手形から電子記録債権への移行を促す有力な武器となる可能性がある。

⑵消費者保護と電子記録債権

前述したように，手形の高度な流通性を確保するために，意思表示に関して手形占有者の権利保護を優先し，手形法において第三者の善意取得や人的抗弁の切断を画一的に規定して例外を認めていない。

16）日本電子債権機構ホームページ：Ｑ＆Ａ　1-９
17）日本電子債権機構㈱が行った新聞広告では，2014年７月までの４年９ヶ月間に同機構が扱った電子記録債権の支払不能件数がゼロであることを誇っている。
18）日本電子債権機構ホームページ　Ｑ＆Ａ　6-４
19）大垣尚司（2005）pp.29-30
20）㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程第９章
21）電子記録債権法43①②
22）電子記録債権法43③
23）㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程36
24）例えば㈱全銀電子債権ネットワークのホームページの「でんさいネット請求等取扱高」によると，2014年度は９月までの半年間だけで，約５万４千件，金額にして5,300億円の電子記録債権の分割が行われ，すでに前年度１年間の実績を上回っている。

呈示された手形のみを信用して取引を成立させるためには，善意で取得した手形占有者の権利を他の者の権利に優先させることは不可欠の要件である。

電子記録債権も基本的には同じ要件を満たさなければならないが[25]，一方で，商取引において弱者とされる消費者の保護もまた求められる。どちらを優先するかについては議論があろうが，電子記録債権法では，消費者の権利を電子記録債権の善意取得者の権利に優先し，個人は電子記録債権に関する意思表示を取り消すことができるように規定している[26]。

この消費者保護を優先する法関係が電子記録債権を用いた商取引に影響を与えているか否か，現在のところ不明である。例えば，消費者に対する債権をまとめて電子記録債権とした場合などは，電子記録債権を利用する効果が限られるであろう。

4　電子記録債権のその他の効果

電子記録債権は，電子債権記録機関に登録されたデータにより管理される債権であるので，以上述べた事柄のほかにも，支払側および受取側に，手形にはない下記のような効果をもたらすと考えられる。以下，紙幅の関係で列挙にとどめておく。

⑴支払側，受取側ともに得られる効果

・現物の管理から開放される。
　紛失，盗難などのリスクを回避できる。

・既登録のデータを最大限活用することで，事務負担を軽減できる。
　事務的なミスの発生を減少させることができる。

⑵支払側が得られる効果

・印紙税を削減できる
　電子記録債権には，現在のところ印紙税が課されない。

⑶受取側が得られる効果

・割引依頼，取立依頼をその都度行わなくてもすむ。
　たとえば電子記録債権受取日に割引依頼をするようにあらかじめ電子債権記録機関に登録しておくことで，その都度依頼をする必要がなくなる。また，支払期日には登録している受取側の銀行口座に振り込むように電子債権記録機関に依頼しておくこともできる。

・割引料を低減できる可能性がある。
　一括決済方式に電子記録債権を利用する場合のように，支払者の信用力が高ければ，譲渡者が負担する割引料を下げることも可能になる。

・手形の受取証が不要になる。
　受取側も印紙税を節約できる。

5　電子記録債権にかかる会計処理の検討

さて，電子記録債権の取引が始まるに先立って，2009年4月に公表された「実務対応報告」は，非常に短い報告書であり，電子記録債権の特徴を述べた後，「電子記録債権は手形債権の代替として機能することが想定されており，会計処理上は，今後も並存する手形債権に準じて取り扱うことが適当である。」と結論付けて，下記の3つの設例を示している。

設例1　売掛金に関連して電子記録債権を発生させ譲渡した場合
設例2　貸付金に関連して電子記録債権を発生させ譲渡した場合
設例3　固定資産の売買取引に基づいて電子記録債権を発生させた場合

このうち，電子記録債権が最も多く使用されるのは通常の商品取引にかかわる設例1であるので，参考までに設例1の仕訳をそのまま示しておく。

⑴債権者

①　商品100の売買
（借）売掛金　100　（貸）売　上　100

②　発生記録により，電子記録債権100が発生
（借）電子記録債権　100　（貸）売掛金　100

③-1　譲渡記録により，電子記録債権を現金95と引換えに譲渡した場合
（借）現　金　95　（貸）電子記録債権　100

25）電子記録債権法12①
26）電子記録債権法12②二　ただし，個人でも個人事業者であれば意思表示の取消はできない。

電子記録債権売却損５

③-2　譲渡記録により，電子記録債権を買掛金100と引換えに譲渡した場合

（借）　買掛金　100（貸）　電子記録債権　100

③-3　債権100が決済された場合

（借）　現　金　100（貸）　電子記録債権　100

⑵債務者

①　商品100の売買

（借）　仕　入　100　（貸）　買掛金　100

②　発生記録により，電子記録債権に係る債務100が発生

（借）　買掛金　100（貸）　電子記録債務　100

③-1　債権者が，譲渡記録により，電子記録債権を現金95と引換えに譲渡した場合

仕訳なし

③-2　債権者が，譲渡記録により，電子記録債権を買掛金100と引換えに譲渡した場合

仕訳なし

③-3　債務100の決済

（借）電子記録債務　100　（貸）現　金　100

なお，「実施対応報告」には「譲渡記録により（中略）電子記録債権を譲渡する際に，保証記録も行っている場合には，受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に，財務諸表に注記を行う。」との記述もある。

設例１からわかるように，「実務対応報告」は，従来の手形にかかる仕訳のうち，受取手形勘定を電子記録債権勘定に，支払手形勘定を電子記録債務勘定に変更しただけであり，応急措置に近い。本稿で論じてきたように，電子記録債権は高度な流通性を確保するために基本的には手形と同じ設計がされているが，一方で，保証記録が任意であることに伴い保証記録のない電子記録債権が発行されていること，債権の分割が容易にできることに対する考慮が十分に行われていないと思われる。

まず，保証記録の任意性については，メガバンク系の電子債権記録機関がこれを新たなサービス形成に役立てていることを指摘した。「実務対応報告」では，保証記録の有無は注記されるか否かだけの違いになるが，支払企業の信用力を生かしたサービスが提供される取引の実質を果たしてこれで忠実に表現できるか，疑問とされるところである[27)]。

また，金融商品に関する実務指針136項に基づくと，手形の遡求義務に伴う保証は新たに生じた二次的責任であるとして保証債務を認識し時価で評価するが，「実務対応報告」では電子記録債権の保証記録に伴う新たな保証債務に関しては何も触れていない。実務的には，手形の譲渡にかかる新たな保証債務の金額は客観性に乏しいなどの理由で認識されていないので，保証記録付きの電子記録債権についてはそこまで書かなくてもよいという判断であると思われるが，それならばそうと明示すべきである。実質的に同質な取引に対して会計基準の間で会計処理に差があることは望ましいことではなく，早急に解消されるべきであろう。

次に，債権の分割について触れていないことも拙速との謗りを免れない。前述したように，手形債権を分割するには，振出人が旧手形を回収し新たな手形を複数発行するしかないので，例えば金額100の手形の保有者がこれを差し出して代わりに60と40の２枚の手形を受け取り，買掛金の支払いのためこのうち40を裏書譲渡した場合，取引を忠実に表現すると下記のような仕訳になる。

（借）　受取手形　60　（貸）受取手形　100
　　受取手形　40
（借）　買掛金　　40　（貸）受取手形　　40

しかし，電子記録債権の一部を譲渡するために分割記録をする場合には，金額が減少された原債権の記録は残り，新たな債権が分割債権記録として登録されるので，実質的にも下記の仕訳のみで十分である。

（借）　買掛金　　40　（貸）　電子記録債権　40

債権の分割が電子記録債権を利用する効果のひとつとされ，現実にも利用者が増大している事実を踏まえれば，「実務対応報告」でこの点にも言及すべきであろう。

27）詳細については，田宮治雄（2013）を参照してほしい。

まとめ

以上，手形と電子記録債権の機能を比較し，そこで得た知見をもって「実務対応報告」に示されている電子記録債権にかかる会計処理について検討してきた。電子記録債権は，2009 年に登場して以来，予想を超える速さで実務に浸透しており，使用の実態が次第に明らかになってきている。本稿で示したように，「実務対応報告」設定にあたり十分に検討されなかった機能が実際に多用されている事実を直視すべきであろう。この際，現在の「実務対応報告」に不足しているところをじっくりと見直す必要があるのではないか。

今後電子記録債権を利用した取引がさらに増加すると予想される中で，取引の実質がよく理解され，適切な会計処理が普及することを望むものである。

参考文献

大垣尚司（2005）「電子債権」，日本経済新聞社。

小野傑・森脇純夫・有吉尚也（2007）「電子記録債権の仕組みと実務」，金融財政事情研究会。

田宮治雄「普及期を迎えた電子記録債権の資金化と会計処理」『税経通信』2013 年 12 月号，税務経理協会。

新田忠誓・藤井禎晃「電子記録債権債務と簿記処理（その２）」『会計人コース』2014 年 4 月号，中央経済社。

日本商工会議所（2013）「商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定について」日本商工会議所ホームページ。